



# 大輪

発行：島根県社会福祉協議会内  
島根県知的障害者施設保護者会連合  
松江市東津田町1741-3  
いきいきプラザ島根5F  
TEL 0852-32-5976 FAX 0852-32-5982

VOL. 36

平成28年6月発行

## 卷頭言

## 「組織の行方」

島根県知的障害者施設保護者会連合会 前会長 岡崎 茂喜

前任の山根基会長と交代してから4年目の任期が終わる。この間全施連の会計監査役を仰せつかって監査してきた。三重県の会長さんとある。平成27年度の監査を実施する際、三重の会長さんが「最後まで留まるように努力したのですが今年度で三重は全施連を脱退することになりました。」との報告も一緒に聞かされた。

正に驚天動地である。

全施連を立ち上げる起点を作ったのは、三重県・熊本県・島根県なのである。

その一角が崩れてしまうというのは大変なことなのである。大輪の原稿を書くことになり他の原稿を書き上げていたのであるが、こういうことが持ち上がったので少し形を変えて組織ということについて書いてみたい。

私は現職時代ある組織の責任者もしてきた。

その中で身にしみて感じたのは、組織の力とは「数」である。そしてその組織の正しさ運動量だと思うのである。

手をつなぐ育成会の運動も長い間やってきた。育成会も御多分に漏れず会員の数がどんどん減ってきてている。新たな会員の勧誘をするとき決まって言われるのが「何のメリットがあるのか？」である。単純に目に見えるメリットがあるのであれば、別に勧誘や説得は必要ないであろう。それなくとも貧弱な我が国の福祉を少しでも引き上げようというのは、福祉にかかる関係者全員の思いであろう。

我が子きょうだいに障害を持った子がおり、その子が本当に生涯を終えるとき、安心して旅立ってくれればと思うのが、肉親の願いなのである。そのための様々な会であり運動・活動であると思うのである。

会というものは多くの人が集まって形作られている。その中にはいろいろな意見をもった人たちがいて当たり前なのである。その意見の最大公約数となるのが会の方針なのである。その会の連合会となると間口は非常に大きくなってくる。

自分の意見が通らない、何もメリットがない、だから会に入らない、脱退する。

福祉の基本とは何なのだろうか…？

誰も死ぬるときにはあまり苦しまずに、安らかに死にたいと願う。そこに至るプロセスやインフラは誰が整てくれるのだろうか？

誰でもない私たち自身が作り上げていくものだと思うのである。

人間個々の力というのは本当に弱いものである。しかし、それが結集されて一つの力になったとき、始めてその会の力が出てくるのである。

特に障害のある人の家族の皆さんはある面では社会に引け目を持ちながら生きている。

そういうことがないように、と国際条約が批准され国内法や制度が整備されてきた。

折角国内の体制が整いつつある中、いきなり我が方から方向の転換をするというのはどうなのだろうか…。

ゆりかごから墓場までという北欧の諸国もこういった環境が一人でできたのではないと思う。そこにはたゆまざる関係者の熱い努力があったからこそだと思うのである。

数に頼らず、活動も停止することによる一番の被害者は、障害のある本人だと思うのである。

柔軟な考え方を持ち、胸襟を開いて語り合い、我が方の結束を強める、今一番重要な時期ではなかろうかと思いつつ…。

## 平成28年度島根県知的障害者施設保護者会連合会事業計画

### 1. 基本方針

障がい福祉サービスの制度は、措置制度から支援費制度へ、そしてまた、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと近年めまぐるしく変化しています。しかし、どのような制度環境になろうと、家族は「我が子・きょうだいのあたりまえで幸せな暮らし」を願っています。

本会は、「我が子・きょうだい」の保護者で組織される団体として、「我が子・きょうだいのあたりまえで幸せな暮らし」を支えるサービスや社会保障制度の充実に向け、関係機関や団体等と手を携えながら、全国知的障害者施設家族会連合会の提言等も踏まえ、運動展開していくことを本年度の事業方針とします。

### 2. 会の運営

- (1) 理事会の開催（6月）
- (2) 監査会の開催（5月）
- (3) 運営委員会の開催（年3回、5月、8月、3月）

### 3. 事業の推進

- (1) 政策提言・要望活動の実施  
内容：施設利用者と家族の高齢化への対応
- (2) 研修事業の実施  
内容：改正障害者総合支援法案とは？～障害者の望む地域生活の支援を中心に～  
講師：日本知的障害者福祉協会 政策委員長 河原 雄一氏  
時期：平成28年7月16日（土）  
場所：いきいきプラザ島根403研修室
- (3) 地区懇談会の実施  
内容：東部、中部、西部の各ブロックで情報伝達と意見交換を行う。  
場所：県内3ヶ所の各会場 年2回程度開催
- (4) 広報紙の発行  
会員に対しての情報提供や会員相互の交流を目的として広報紙『大輪』を発行する。  
発行回数：年3回（6月、8月、12月）
- (5) しまね県民福祉大会の開催  
内容：島根県知的障害者施設保護者会連合会会長表彰の実施  
時期：平成28年9月17日（土）  
会場：松江テルサ
- (6) 全国知的障害者施設家族会連合会との連携
  - ① 総会（理事会） 年3回（予定）
  - ② 全施連大会（10月18日（火）～19日（水）；福岡県ホテルセントラーザ博多）
  - ③ 西日本ブロック会議 （時期、場所未定）
- (7) 島根県社会福祉団体連絡協議会との連携
- (8) あいサポート運動の推進
  - ① メッセンジャー養成研修への参加
  - ② 施設保護者会毎のあいサポート研修の実施

### 4. 関係団体との連絡協調

- (1) 知的障害者福祉協会関係事業への参加、協力
- (2) 手をつなぐ育成会関係事業への参加、協力

○島根県知的障害者施設保護者会連合会研修会を開催します。

障害者総合支援法施行3年後の見直しが行われ、改正障害者総合支援法案が国会に提出されました。

そこで、今回の研修は改正障害者総合支援法案の内容がどのようなものなのかを学習していきます。

**【期 日】** 平成28年7月16日（土）13：30～16：00

**【場 所】** いきいきプラザ島根 403研修室（松江市東津田町1741-3）

**【日程・内容等】**

時 間	内 容
13：00～13：30	受 付
13：30～15：00	基調講演 テーマ：改正障害者総合支援法案とは？～障害者の望む地域生活の支援を中心に～ 講 師：日本知的障害者福祉協会 政策委員長 河原 雄一氏
15：00～16：00	質疑・応答
16：00	終 了

○新役員が選出されましたので、ご紹介いたします。

【任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日】

役 職	氏 名	施設保護者会	役 職	氏 名	施設保護者会
会 長	山根 良雄氏	まがたま荘家族会	運営委員	三島 昇治氏	しののめ寮保護者会
副 会 長	和田森洋一氏	四ツ葉園保護者会		川島 久雄氏	ふたば園家族あゆみ会
	福間 廣明氏	太陽の里家族会		美濃地淳二氏	希望の里保護者会
監 事	串崎 昭徳氏	安養学園せいあん会		佐川 安弘氏	清風園保護者会
	原 健治氏	仁寿会家族会		大國 羊一氏	島根県社会福祉協議会常務理事
	高野 啓子氏	愛香園信和会			

## 平成27年度 島根県知的障害者施設保護者会連合会要望事項・回答

要 望 事 項	一、「高齢者向け施設増設を促進する制度の創設」
	65歳になっても障害福祉サービスを継続して受けられるためには、受け皿となる高齢の障がい者の入所施設の増設が必要なので、その検討をお願いします。さらには、このような法体系の実現を国に対して働きかけてください。
回 答	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に、障がい者が安心して住み慣れた地域で暮らしていくよう、グループホーム等の居住支援機能に、相談支援機能や緊急時対応機能などを付加した地域生活支援拠点の整備を推進することが、国の第4期障害福祉計画基本方針に明記され、本県の第4期障がい福祉計画においても、県内各圏域で1～3カ所、計15カ所で市町村が主体となって整備を進めいくこととしています。
	また、障害者総合支援法の施行3年後の見直しを受け、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用に向けた仕組みが設けられることとなっています。
要 望 事 項	一、「看取りも含めた支援体制の充実」
	今後、医療的ケアが必要な高齢障がい者が施設において増加することから、医療従事者の配置基準の拡大と、看取りも含めた支援体制を充実させることを要望します。 また、施設サービス利用契約において、利用者が医療機関に3か月以上入院した場合は、契約を解約することができることになっていますが、利用者が退院した後も、引き続き入院前の施設利用が前提となるような制度の見直しを、国に対して働きかけてください。
回 答	障害者総合支援法に基づく人員配置基準については、国において検討されるものと考えます。看取りも含めた支援体制については、地域生活支援拠点整備や介護保険サービス利用の円滑化などに着実に取り組み、充実を図って参ります。
	障害福祉サービス利用者が医療機関に3か月以上入院した場合に契約を解約することができるについて、このことによる県への苦情・相談はありませんが、今後適切な支援の継続が困難な事例が発生した場合は、皆様のご意見も参考にしながら、対応について検討することとなると考えます。
要 望 事 項	一、「療育手帳B所持者に対する医療費助成制度の適用」
	知的障がいのある人たちは、障がいの軽重と医療依存度とは直接関係ありません。療育手帳B所持者であっても、身体の変化や不調を的確に訴えることが難しいため、早期の治療に至らない場合や重症化しやすい傾向にあるので、療育手帳B所持者に対する医療費助成制度の適用を要望します。
回 答	平成26年10月からの福祉医療費助成制度の見直しにおいては、自己負担上限額の引き下げと、知的障がいと精神障がいの重複障がいのある方などの対象範囲拡大を行ったところですが、これにより、かなりの財政負担の増が生じており、療育手帳B所持者の方まで拡大するとさらに大きな負担が生じるものと考えられます。
	障がいのある方にとって、対象は広いほど良い制度であることは言うまでもありませんが、一方で、県、市町村とも財政状況が厳しい中、今回の見直しは、将来にわたり制度を安定的に維持できるよう市町村とともに慎重に検討を行ったものでありますので、趣旨をご理解をいただきますようお願いします。

**施設保護者会活動状況**



# 愛香園信和会



## ～1人1人が幸せになるために～

障がい者支援施設 愛香園 信和会会長 高野 啓子

平成27年12月12日、障がい者支援施設愛香園の竣工式に、愛香園保護者会「信和会」の代表として出席しました。式典では会より記念品贈呈（カラオケセット一式）に対して感謝状をいただきました。改めてたくさんの方々のご尽力により、この素晴らしい愛香園が改築できましたことに感謝しております。

さて、私は4月29日の平成28年度愛香園信和会総会にて、本年度より会長となりました。愛香園信和会や利用者さんの事をあまり理解してないまま受けたことに不安を感じておりますが、皆さんのサポートで一步ずつ前進しようと思っております。

愛香園の歴史を振り返ってみると、昭和58年4月、精神薄弱者授産施設石見授産所として開設され、信和会も同年6月より発足されました。以来34年が経ち、近隣の綠風園、くるみ園・邑美園・邑美園児童部、石見養護学校と共に「四ツ葉の里」ゾーンを形成し、四ツ葉の里夏まつり等で地域の皆さんと交流を深めています。また、平成17年1月には旧石見町のハーブによる町づくりのイメージ「香」の文字を入れ、現在の「愛香園」と施設名が変わり、現在に至っています。

さて、信和会の活動について少し紹介します。会員は利用者の家族、関係者及び職員で組織していて、事務局は愛香園に置いてあります。年間を通じて一番重要な活動は、「信和会総会」です。総会後に愛香園内外での1年間の行事や日常生活等のDVD上映がありますが、そこで見るたくさんの利用者の笑顔に感激し、涙を流している会員もいて、日頃安心して作業をして暮らしている様子に感謝しています。その後はおいしいランチタイムで会員同志の会話も弾みます。

次に10月には「愛香祭」、年末には「信愛会」と称して利用者、家族、職員の三者合同忘年会を開催しています。歌あり、踊りあり、ゲームありと毎年工夫され楽しんでおります。

最後になりますが、信和会は「親睦を第一に！」と活動しております。今年度の総会においては、「平成27年度島根県知的障害者施設保護者会連合会の要望について（回答）」を説明する場を急遽設け、要望事項、回答について説明しました。内容についてはどれをとっても重要な問題で、家族から大きな反響がありました。これを機にこの先日本はどうなっていくのか？福祉に一筋の光があるのか？不安が募りますが、愛香園信和会、島根県知的障害者施設保護者会連合会が一丸となって活動しなければならないと確信しました。

